

流山市生きづらさ包括支援事業実施計画
(重層的支援体制整備事業実施計画)(素案)について【概要版】

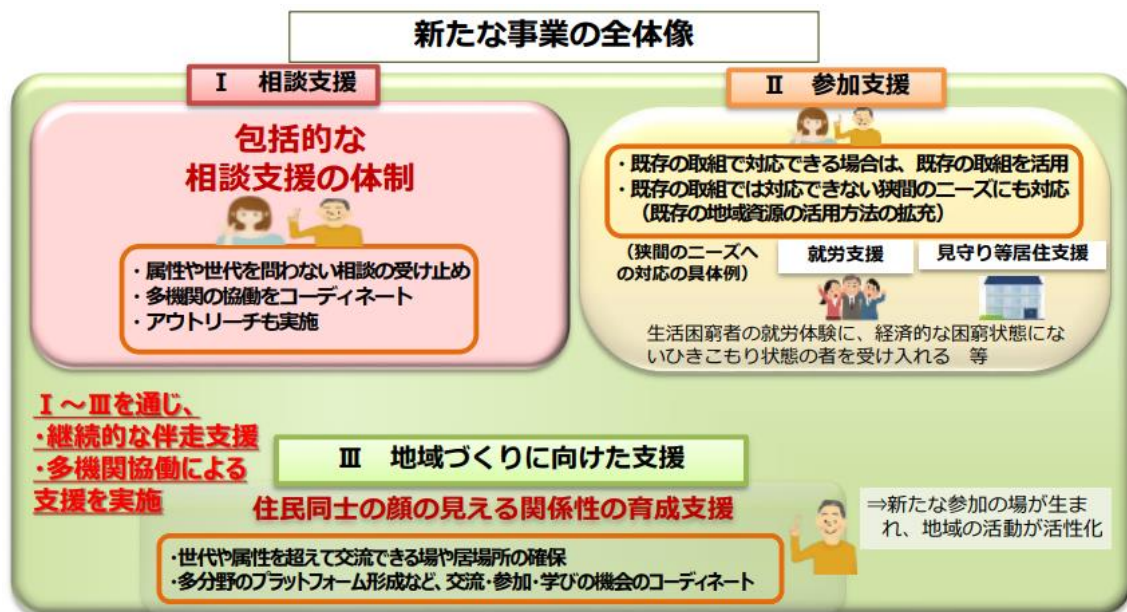
第1章 重層的支援体制整備事業の実施について

日本の社会保障は、高齢、障害、子ども、生活困窮といったそれぞれの制度ごとにセーフティネットを充実させてきましたが、近年、ヤングケアラー、ひきこもりなど、複数の分野にまたがる課題、制度の狭間に陥る課題など、従来の縦割りの支援制度では対応しきれないケースが多く出てきました。

これに対応し、市町村が包括的な支援制度を構築するための制度として令和3年4月に創設されたのが、重層的支援体制整備事業です。

重層的支援体制整備事業では、既存の相談機関から適切な相談機関につなぐ「断らない」相談支援体制、相談機関間の役割分担を整理して、世帯の抱える課題に全体として取り組む「多機関協働事業」、住民同士の顔の見える関係性をはぐくむ地域づくり事業といったアプローチにより、すべての人が役割を持って自分らしく生きられる「地域共生社会」を目指していきます。

流山市ではこれまでも、部署間の連携により、困難なケースの対応に当たってきましたが、相談機関間の連携を一層強化する必要があることから、重層的支援体制整備事業を実施します。



第2章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

流山市生きづらさ包括支援事業実施計画（重層的支援体制整備事業実施計画）は、福祉関連分野における上位計画である「第4期流山市地域福祉計画」と整合を図りな

から策定します。また、この計画は、有識者による「流山市生きづらさ包括支援の在り方懇談会」での検討を踏まえ、「流山市福祉施策審議会」での審議とパブリックコメントを経て策定されます。

第3章 流山市における重層的支援体制整備事業

新設する「地域なんでも相談員」は、地域に出向いて相談ニーズを掘り起こすとともに、既存の相談機関も「断らない」相談を実践します。そのうえで、相談内容が、複合的課題や制度の狭間にあり、多機関協働が必要と判断された場合は、新設の多機関協働事業につなぐことで、すべての市民が安心して暮らすための総合支援を行います。

多機関協働事業では、庁外も含む支援関係者による「重層的支援会議」を開催し、支援プランの策定、実行、進捗管理を行います。支援プランの中では、必要に応じて本人との信頼関係を構築した上での伴走型支援や、社会資源の開拓を通じて居場所や就労先を提供する参加支援により、世帯の課題解決を図っていきます。

併せて、会議の機会等を捉えて研修会を実施し、相談員の知識・技術の向上を図ります。また、困りごとを抱える市民が地域で身近な人に相談できるよう、既存の地域づくり事業との連携を強化し、地域共生社会の実現を目指します。

なお、庁内関係課の管理職及び関係機関職員による代表者会議を設け、事業の情報共有、評価・検証及び改善を図ります。

第4章 重層的支援体制整備事業において実施する事業

重層的支援体制整備事業は、高齢、障害、子ども、生活困窮という既存の各分野の包括的相談支援事業と地域づくり事業、それに新しい機能である「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「参加支援事業」が有機的に連携し、生きづらさを抱える市民の包括的支援にあたっていきます。

